

令和7年8月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等について、○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年8月8日（金曜日） 午後1時30分

2 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員

1 番 野田 和宏	2 番 江藤 徳幸	3 番 繁田 郁子
4 番 日隈 博文	5 番 佐藤裕美子	6 番 小野 文隆
7 番 武石 俊一		

4 出席農地利用最適化推進委員

1 番 佐藤 豊	2 番 佐藤 一男	3 番 衛藤 卓志
4 番 井上 和洋	5 番 森 宗一	6 番 武石 賢一
7 番 石井由美子	8 番 （欠席）	9 番 小田 和彦
10 番 （欠席）	11 番 松木 廣宣	12 番 柳井田英徳

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて

6 出席農業委員会事務局職員

事務局長	柳井田博隆	主幹（統括）	梅木 嘉子
専門幹	（欠席）	主査	樋口亜衣子

7 会議の概要 事務局 事務局 会長	みなさん、こんにちは。 本日は、お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。 早い梅雨明け以降、まとまった雨が降らず、渇水による農作物への被害が想定されています。 町内においても、山つきで水が不足していると、深刻な状況に陥っている所もいくつかあるようです。 昨日の雨で少しは湿りましたが、渇水解消にはまだほど遠く、明日以降のまとまった雨に期待をしているところです。 それでは、ただ今より、令和7年8月定例総会を開始します。 では、着座して進めさせていただきます。 最初に、〇〇会長、あいさつをお願いします。 みなさん、こんにちは。 暑い中、本日の定期総会に出席いただき、ありがとうございます。 今、局長が言いましたように、渇水は、山つきだけではなく、水路の末端までは、水は来ません。古後井路の末端の中山田、山田地区までも影響が出ています。 改良区の方でも、頭首工を目いっぱい開けてあるんですけども、みんなが、全部自分の田んぼだけに水を入れているので、できればいるだけ水を入れ、あとは用水に分けて水を流していただけると、公平になります。昔から、水げんかというのがあり、上の方から水を取っていくので、やはり末端までは行き届かないという状況が起こります。 泊里、小田の水路でも、下の方が欲しくても、上から流れてこないという状況で、また、本線にごみが詰まれば、また水が来ないという状況も起こっています。 今、県の方も、ほ場整備のやり直しを進めており、1区画1町歩の水田で、玖珠町でもモデルとして、米作を推進するというようなことを表明しているらしいです。 県、土地連の方が、最低でも5町歩ぐらいの面積で計画を実施したいということも決定しているようであります。 今、事業実施に向け、モデルの候補地を探しているようであります。 玖珠町も、米を中心とした農業を振興していくということを表明している以上、農地の集約も重要であり、今後、稲作が生きるためには、
--	--

事務局	集約化・大規模化は必要であります。 しかし、農業の後継者不足や耕作者の高齢化など、難しい面も多くあります。 さらに、渇水の問題で、8月2日から中山田の発電所では水が足らなく、発電を中止していますが、古後水路や万年水路の増水はできません。 そういうわけで、今どこも水不足で困っています。 人間の方も、生活面で節水に努めていただきたいと思います。 今後も、異常気象で、農作物に何らの影響がでるかもしれません。 それでは、よろしくお願いします。 ありがとうございます。 それでは、早速、委員会を始めたいと思います。 よろしくお願いします。
事務局	農業委員定数7名に対し、本日は7名の出席でありますので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告いたします。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がありましたら、必ず、挙手ののち、議長の承認のうえ、発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話の電源をお切りください。離席する場合は、議長に許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。 以降、議事の進行につきましては、〇〇会長、よろしくお願いします。
議長	はい。先ずは、議事録署名人の指名ですが、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員をお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。
議長	それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号1」から、事務局、説明をお願いします。 (事務局の説明：「番号1」から)

事務局	お疲れさまです。 議案の説明をいたします。着座して説明いたします。 説明に前に、大変申し訳ありませんが、会議資料の修正が数点ありますのでよろしくお願いします。
事務局	まず、議案集 1 ページの議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の「番号 3」になります。 中ほどの申請事由のカッコ内が売買となっていますが、正しくは、贈与で、それに伴い左側の権利種別が 3 条有償移転から 3 条無償移転と変更となります。大変申し訳ありません。修正をお願いします。
事務局	次に、12 ページの農地法第 18 条（通知）の「番号 10」右の方の解約形態、解約事由の欄になります。カッコ内が利用権となっていますが、中間管理機構の契約でありましたので、機構法に修正をお願いします。 最後にもう 1 点ありますが、次の議案第 1 号と報告第 4 号で、合わせて説明をさせていただきます。
事務局	それでは、議案の説明をさせていただきます。 先ず、議案集 1 ページをお開きください。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
事務局	最初に「番号 1」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇です。 登記簿地目は畑で、面積は、742㎡です。 土地の譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。 申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。 担当委員は、3 番、〇〇委員、担当推進委員は、〇〇推進委員です。 譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です 申請理由ですが、先ほどの修正の時に、後ほど説明をさせていただきますとお伝えしましたが、本日お配りしました、1 枚もので横向きの紙をご覧ください。
事務局	議案集の「番号 1」のとおり、今回は、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの売買となっていますが、申請地は〇〇さんのお父さんである〇〇〇〇さんが、令和 3 年 4 月に、今回の譲受人である〇〇〇〇さんと 3 条の申請を行い、許可書の交付を受けていたのですが、未登記の

	ままになっていました。 令和7年1月に〇〇〇〇さんが亡くなり、〇〇〇〇〇さんが、相続で所有権が移転してしまったということで、今回、「番号1」の売買に伴う3条申請については、まず、令和3年の許可を取り消さないと、売買ができないということで、〇〇さんと〇〇さんから許可の取消願いを7月9日に提出してもらいました。 許可の取消しは、委員会での報告事項となっていますが、事務局の事前の確認不足で、追加資料となってしまいました。 大変申し訳ありませんでした。 これで「番号1」の説明を終わります。
議長	それでは、「番号1」について、〇番〇〇委員、説明をお願いします。
〇番委員	「番号1」の調査結果を報告します。 7月31日に、申請者の〇〇さんと推進委員の〇〇さんで現地の立ち合いを行いました。 土地の所在は、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇で、〇〇〇〇の入口から右下に入っていくところで、〇〇〇〇の上ぐらいになります。 米と畜産を中心とした専業農家である譲受人が、牧草を耕作する計画です。 権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が〇〇〇の方に住んでいるため、耕作ができないということです。 通作距離は、500メートルぐらいで、耕作は可能です。 譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具も全て揃っています。 農業従事も子どもさんや奥さんがいっしょに行っており、取得後の耕作には問題ありません。 以上で報告を終わります。
議長	〇〇推進委員、補足説明がありますか。
〇〇〇推進委員	場所が〇〇〇〇の下ということでありますけど、〇〇集落と、〇〇〇〇の間に位置し、通作にあたっては、〇〇〇〇側、〇〇道路を通っていくのが一般的ですが、〇〇集落の方から〇〇〇〇を越えていける軽トラが通れるくらいの道路があり、通作距離も短くなりますので、作業効率もよいと思われます。 また、自己所有田も隣接していますので、問題ないと思われます。

議長	以上です。
事務局	続きまして、「番号2」について、事務局、説明をお願いします。 「番号2」、大字○字○○○○○○番○、外○筆です。 登記地目は田で、合計面積は、622㎡です。 土地の譲渡人は、大字○の○○○○○○さんです。 申請者及び土地の譲受人は、大字○の○○○○○○さんです。 担当委員は、4番○○委員、担当推進委員は○○○推進委員です。 譲渡目的は、譲受人の要望による売買です。 以上です。
議長	それでは「番号2」について、○番○○委員、説明をお願いします。
○番委員	「番号2」の調査結果を報告します。 8月4日、申請者の○○さんと推進委員の○○○さんで現地の立ち合いを行いました。 土地の所在は、大字○字○○○○○○番○外○筆で、○○○○○○より○○集落方面に入り、○○○○○○○○○○の200メートルぐらい先の○○○集落の入口に位置しています。 ○○○○を経営しながら、米作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、現況は畑で、取得後は小豆などを植える予定です。 権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が耕作できないとの理由から売買するものです。 譲受人の通作距離は、約1キロメートルで、耕作は可能です。 譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況は、トラクターなどを所有しており、農業従事者は、譲受人本人と子どもさんで、取得後の耕作は問題ないと思われます。 以上です。
議長	○○○推進委員、補足説明がありますか。
○○推進委員	特にありません。
議長	続きまして、「番号3」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	「番号3」、大字○字○○○○○○番○、外○筆です。

議長	登記地目は田で、合計面積は、1,446㎡です。 土地の譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。 申請者及び土地の譲受人は、大字〇の〇〇〇さんです。 担当委員は、〇番〇〇委員、担当推進委員は〇〇〇推進委員です。 譲渡目的は、譲渡人の要望による贈与です。 それでは「番号3」について、〇番〇〇委員、説明をお願いします。
〇番委員	「番号3」の調査結果を報告します。 7月21日、申請者の〇〇〇さんと推進委員の〇〇〇さんで現地の立ち合いを行いました。 土地の所在は、大字〇字〇〇〇〇〇〇番〇、外〇筆で、〇の〇〇〇集落の中心部分に位置しています。水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稻を栽培する予定です。 権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人は〇〇〇に在住し、今後、玖珠に戻る予定がないということから、贈与を行うものです。 譲受人の通作距離は約1キロメートルで、耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植機などを所有しており、農業従事者は、本人、奥さん、子どもさんです。取得後の耕作は問題ありません。 以上です。
議長	〇〇〇推進委員、補足説明がありますか。
〇〇推進委員	特にありません。
議長	続きまして、「番号4」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	議案集2ページをお開きください。 「番号4」、大字〇〇字〇〇〇〇〇番〇、外〇筆です。 登記地目は畑で、合計面積は、5,696㎡です。 土地の譲渡人は、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇です。 申請者及び土地の譲受人は、大字〇の〇〇〇〇〇さんです。 担当委員は、〇番〇〇委員、担当推進委員は〇〇〇推進委員です。 譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。

議長	ん、子どもさんです。取得後の耕作は問題ありません。 以上です。 続きまして、「番号5」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	「番号5」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇です。 登記地目は畑で、面積は、387㎡です。 土地の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。 申請者及び土地の譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。 担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇〇推進委員です。 譲渡目的は、譲渡人の要望による贈与です。 以上です。
議長	それでは「番号5」について、〇番〇〇委員、説明をお願いします。
〇番委員	「番号5」の調査結果を報告します。 7月31日、申請者の〇〇さんと推進委員の〇〇さんで現地の立ち合いを行いました。 土地の所在は、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇で、〇〇から西側に向かって進んだすぐの所で、〇〇〇〇から西に入った所に位置しています。 〇〇〇を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。 現況は、畑で、野菜や果物、きゅうり等を栽培しています。 権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が息子さんの譲受人に贈与したいとのことです。 譲受人の通作距離は約2キロメートルで、耕作は可能です。 譲受人の農地は全て耕作されており、農機具は、テラー、小型の耕運機などで、取得後の耕作は、問題ないです。 以上です。
議長	〇〇推進委員、補足説明がありますか。
〇〇〇推進委員	畑として使用するということですが、管理に関して、申請地には、農業用水や水路などがなく、水が心配されましたが、隣に所有している宅地の中に井戸があるのでその水を使うとのことで、その状況を確認しています。 以上です。

議長	それでは、「番号 6」について、事務局、説明をお願いします。
事務局	「番号 6」、大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇です。 登記地目は畑で、面積は、8 0 6 m²です。 土地の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんです。 申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。 担当委員は、〇番〇〇委員、推進委員は、〇〇〇〇〇推進委員です。 譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。 以上です。
議長	「番号 6」について、〇番〇〇委員、説明をお願いします。
〇番委員	「番号 6」の調査結果を報告します。 8 月 3 日、申請者の〇〇さんと推進委員の〇〇さんで現地の立ち合いを行いました。 土地の所在は、大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇で、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ〇〇に抜ける途中の右側の〇〇〇集落に入っ て、4 0 0 メートルぐらいの所にあり、譲受人の〇〇さんが譲渡人の 〇さんから借り受けて牧草を植えて耕作を行っていましたが、今回、 〇〇さんが売買で取得するものです。 〇〇さんの経営状態に関しては、〇〇〇〇飼育しており、農機具に 関しては、トラクター、モアなどを所有しており、ベールローラーに つきましては、〇〇の業者をお願いしているそうです。 農業従事者は、本人と奥さん、休日には、〇〇〇に在住のお子さん が、時々手伝いに帰ってくるそうです。 また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が近所に住んでいるので、時々、手 伝ってくれるそうです。 特に問題はないようであります。 以上です。
議長	それでは、「番号 1」から審議及び採決に入りたいと思います。
議長	「番号 1」について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の「番号 1」について、

	原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号1」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号2」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号2」について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号2」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号3」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号3」について、 原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号3」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号4」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。

議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号4」について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号4」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号5」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号5」について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第1号の「番号5」については、原案のとおり可決いたします。
議長	最後に、「番号6」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
〇〇〇〇推進委員	はい。
議長	〇〇推進委員
〇〇〇〇推進委員	質疑ではないんですが、〇〇委員の説明の後に、推進委員の補足説明の機会がなかったので…。
議長	失礼しました。
議長	〇〇推進委員、補足説明がありますか。
〇〇〇〇推進委員	特にありません。

議長	他に質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の「番号６」について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	全員賛成です。
議長	議案第１号の「番号６」については、原案のとおり可決いたします。
議長	次に、報告第１号から報告第４号までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、報告事項の報告第１号から報告第４号までについてご説明をさせていただきます。
事務局	先に、報告第２号から説明を行います。 議案集４ページをお開きください。 農地法第３条の３第１項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が４件提出されております。 詳細は、ご一読ください。
事務局	続きまして、報告第３号の説明を行います。 議案集の８ページから１４ページにかけて記載しております。 報告第３号農地法第１８条合意解約通知書が、１６件提出されております。 詳細は、ご一読ください。
事務局	続きまして、報告第４号の説明を行います。 この件は、先ほど議案第１号の「番号１」でご説明しましたように、農地法第３条の規定による許可の取消願いについてです。 詳細は、先ほどご説明したとおりです。
事務局	最後に、報告第１号のご説明をします。 別冊でお配りしております農用地利用集積等促進計画をお開きください。

事務局	報告第 1 号の、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。 詳細は、ご一読ください。 意見がなければ、その旨、大分県農業農村振興公社に報告します。
事務局	以上で報告については、説明を終わります。
議長	それでは、報告第 1 号から報告第 4 号までで、質疑はありませんか。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	引き続き、協議・報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	事務局の説明（別紙の連絡事項等により説明）
議長	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
○番委員	はい。
議長	○○委員
○番委員	会長や局長のあいさつにもありましたように、今、主に田んぼに関して渇水による水問題が深刻になっています。 売買や貸し借りなどに関してどうしても水の話が出てきます。 水、水路に関しては、当然土地改良区が関係していますが、水の問題に対して、農家の方から相談があった場合、私たち農業委員は、どのような対応をとればよいか、ご指導いただければと思います。
議長	水に関してですが、貸し借りがあった場合、水利費、いわゆる賦課金は、約 3 分の 2 は土地の所有者が払っています。
○番委員	土地を借りている方、耕作されている方と、周辺の農地を耕作されている方との関係で、水に関する問題などが起こった場合は、改良区の管轄になるので、私たち農業委員が相談を受けてもよいのですか。
議長	それは、農業委員の業務として問題ないです。

議長	基本的に、水に関しては土地改良区が担当となりますが、森地区、日出生地区は、改良区に入っていないので、地区の役員さんなどから相談があるかもしれません。
○番委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	他に、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
議長	よろしいですか。
議長	それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会 8 月定例総会を閉会します。

午後 2 時 1 6 分 閉会

玖珠町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定によりここに署名捺印した。

令和 7 年 8 月 8 日

玖珠町農業委員会会長 ⑩

署名委員（○番） ⑩

署名委員（○番） ⑩